

第6章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する課題と方針

1. 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

ここでは、館山市の文化財・歴史文化遺産についての課題を調査・保存・活用の点から述べていきます。

(1) 「文化財・歴史文化遺産を学び、知る」ための課題

第4章でまとめたとおり、本市の文化財・歴史文化遺産についてその全てが調査・保存できているわけではありません。また、保存すべき文化財・歴史文化遺産がどれほど存在するかといった調査もできていない状況です。

地域全体で文化財・歴史文化遺産を保護するためには、市の歴史や伝統・文化などを正しく理解する必要があります。また、将来の文化の向上発展に資するための情報整理と市民がそれを知る機会を設け、把握した文化財・歴史文化遺産を保護するための制度も必要です。

- 把握調査実施分野に偏りがあり、特に記念物の名勝地、動物・植物・地質鉱物など自然分野の所在情報が不足している。
- 把握した文化財・歴史文化遺産について、地域性や希少性を適切に評価するための詳細調査ができていない。
- 歴史的建造物の把握調査が不十分であり、全体像の把握ができていないため、解体等による喪失の恐れがある。
- 指定等文化財とした後の状態について現況確認が必要である。
- 文化財・歴史文化遺産の魅力が限られた人にしか伝わっておらず、価値や魅力を知る機会が不十分である。
- 文化財・歴史文化遺産に関する情報を、市民に適切に伝える手段が確立されていない。
- 把握した文化財・歴史文化遺産を保護するための新たな制度を設ける必要がある。

(2) 「文化財・歴史文化遺産を守り、伝える」ための課題

文化財・歴史文化遺産を守り、伝えるためには、多様な分野に精通した専門職員の配置が必要です。

本市の文化財・歴史文化遺産は、一部は館山市が所有者または管理者となっているものもありますが、個人等が日常の管理をおこなっているものが多く存在し、所有形態や管理主体が多様であるのが現状です。行政、所有者、地域住民の連携による日常的な維持管理が必要ですが、関心の希薄化、所有者の高齢化、物価高に伴う維持管理の費用負担の増加などから、その保存については万全ではない状態のものがあります。

文化財・歴史文化遺産の修理や史跡の整備などには多額の費用がかかりますが、その財源確保が

必要です。

国・市の指定史跡は保存・整備に関する個別の保存活用計画が未作成となっています。

市が収蔵する文化財は、市内の収蔵施設に分散し保管していますが、適切な環境での保管にも限りがあります。

無形の民俗文化財については国・県・市指定のものが伝承されていますが、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化により、その保存・継承が困難となっています。

非公開の指定等文化財についても、定期的に公開し、保護への理解と関心を深める機会が必要です。

近年は自然災害による文化財・歴史文化遺産の毀損リスクが高まっています。令和5年(2023)に崖の崩落による堂舎・記念碑の破壊があり、令和元年(2019)房総半島台風では市内全域が被災しました。台風により寺社等建造物の屋根破壊や水損、装飾彫刻の落下破損、古文書等の紙製文化財の水損などが多くみられました。丘陵部の古道や祠ではいまだに倒木が処理されていないところもあります。また、ひと気のない寺院での仏像の盗難や、放火による建物の焼失で指定文化財が著しく毀損した事例もありました。近年は空き家が増加し、既知の未指定文化財の現状確認が難しい事態も起こっています。こうした自然災害や犯罪から文化財・歴史文化遺産を守る対策として、防災・防犯のための設備や文化財を意識する人的体制を整備強化し、さらに災害の歴史を伝承し未来に生かす場を創出することが求められています。

また、「館山市地域防災計画」は、以下のように文化財の被害状況の報告手順の記載にとどまり、被害を未然に防ぎ、減災するための事前対策や行動計画などは定められていないのが現状です。

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財にあつては市教育委員会へ、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

- 文化財・歴史文化遺産の保存・活用を進めるため、市職員の専門人材を確保する必要がある。
- 文化財・歴史文化遺産の修理や維持管理は、所有者の負担で実施されており、支援体制が整っていない。
- 指定史跡の保存・整備を計画的に進める必要性がある。
- 博物館の収蔵スペースが不足しており、新たな資料等の収蔵スペース確保が必要である。
- 民俗芸能の後継者や担い手不足から、活動の継承が困難となっており、後継者育成と活動の継承支援が必要である。
- 普段非公開とされている指定等文化財に触れる機会を設ける必要がある。

- 個々の文化財・歴史文化遺産の防犯や防災リスクが把握・共有されておらず、守るための体制づくりが不十分である。
- 災害が発生し、文化財・歴史文化遺産が被災した場合の救援体制が構築されていない。
- 災害発生時の対応方法について具体的に示す必要がある。

（３）「文化財・歴史文化遺産を活かし、発信する」ための課題

文化財・歴史文化遺産の保存団体や市民ボランティアガイドなどと、観光やまちづくりに関する団体との幅広い連携による、まちづくり、観光資源としての歴史文化遺産の更なる活用が必要です。

また、文化財・歴史文化遺産の活用の際し、所有者との意見交換も必要になります。

県指定の千葉県立安房南高等学校旧第一校舎は、一般公開が中断しており、今後の活用方法の検討が必要です。

また、文化財・歴史文化遺産を活用するため、情報を一元的に収集するデータベース化等の整備が必要です。

文化財・歴史文化遺産は、市民ボランティアガイドなど積極的に活用している方がいる一方、多くの市民にとっては、日々の生活の中に何気なく存在しているものとして認識され、まちづくりの貴重な資源として捉えられていません。観光資源としての活用と魅力アップのためのブランド化が必要です。

文化財・歴史文化遺産を積極的に活用し、まちに対する誇りや愛着の醸成を推進し、市民ボランティアガイドや郷土史の担い手の確保が必要です。

そして、次の世代へ継承するために、学校教育において文化財・歴史文化遺産を活かし、地域の歴史文化を学ぶ場を確保することが必要です。

本市の核となる文化財の一つである市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」は、平和学習、観光資源として更なる活用が求められます。

館山市史発行から 54 年が経過しており、その後のできごとや調査研究の成果を反映した市の通史は作成されていません。

- 文化財・歴史文化遺産の活用のため、関係団体との連携を強化する必要がある。
- 文化財・歴史文化遺産の活用のため、所有者との意見交換が必要である。
- 千葉県立安房南高等学校旧第一校舎を活用する必要がある。
- 文化財・歴史文化遺産のデータを整理して公開し、まちづくりの資源として活用する必要がある。
- 文化財・歴史文化遺産をまちづくりに活かすためブランド化が必要である。
- 文化財・歴史文化遺産の観光資源としての活用が不十分である。
- 関係団体の構成員・ガイドの高齢化による減少から、来訪者に対する発信力が不足しているた

め、ガイド等の人材育成を図る必要がある。

- 郷土史の担い手が不足しており、文化財・歴史文化遺産のもつ魅力の発信が不十分である。
- 学校教育の場で地域の歴史文化を学ぶ機会を充実させる必要がある。
- 全国的に最大規模の地下壕である市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」について更なる情報発信が必要である。
- 昭和 46 年（1971）の館山市史発行から 54 年が経過し、新たな資料の発見や、市民の暮らし、市の様子の変化がありながら、それらが反映された通史がない。

2. 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する方針

1. で挙げた課題を受け、その解決に向けての保存・活用に関する方針について次のとおり設定し、その推進に取り組んでいきます。

多様な文化財・歴史文化遺産の保存・活用の推進には、市民・関係団体・行政による協働が重要です。この協働（連携）を通じて、多くの方が文化財・歴史文化遺産への関心を深めることにより、本計画で設定した将来像「歴史文化をまちづくりに活かす街 館山」の推進が図られると考えます。

（１）「文化財・歴史文化遺産を学び、知る」ための方針

- 把握調査が未実施となっている、記念物の名勝地、動物・植物・地質鉱物について、把握調査を実施する。
- 把握されている文化財・歴史文化遺産の地域性や希少性を理解する一環として、市民アンケートで挙げられた、「ごんじゅう」をはじめとする食文化の調査を行う。
- 建造物の把握調査を行い、解体等による喪失の未然防止に努める。
- 指定等文化財の現況調査を行う。
- 館山市の歴史文化や文化財・歴史文化遺産の魅力を伝える講座を開催する。
- 指定等文化財説明板のデザイン・規格を統一し、わかりやすくする。
- 文化財・歴史文化遺産の情報発信を行う館山市立博物館のデジタルコンテンツ「たてやまフィールドミュージアム」の内容を充実し、認知度を向上させる。
- 市民の一人ひとりが文化財・歴史文化遺産に関する情報に触れることができる仕組みを構築する。
- 指定制度を補完し、ゆるやかに保護する制度の創設を目指す。

（２）「文化財・歴史文化遺産を守り、伝える」ための方針

- 専門人材の計画的な採用、配置、育成を行う。
- 庁内の理解促進と連携強化を図り、活用可能な財源の情報共有に努める。
- 文化財・歴史文化遺産を長期的に保存・管理するため、施設整備や体制構築のための新たな財

源確保について検討する。

- 文化財修理に幅広く活用できる基金の創設について検討する。
- 指定史跡の保存・整備を計画的に進める。
- 文化財・歴史文化遺産を適切に保存するため、収蔵庫の増築や収蔵スペースの確保を進める。
- 将来の後継者や担い手となる子どもが、民俗芸能に触れ、重要性を理解する機会を設ける。
- 口承されてきた民俗芸能を映像記録化し、次世代に伝える。
- 非公開の指定等文化財を定期的に公開し、文化財に親しむ機会を増やす。
- 防災・防犯設備の設置状況を確認する。
- 文化財・歴史文化遺産を災害や犯罪から守るための体制強化を図る。
- 文化財・歴史文化遺産を災害の歴史と記憶の継承に活用する。
- 被災時の文化財・歴史文化遺産の救援体制を構築する。
- 災害発生時の具体的対応方法について取りまとめる。

（３）「文化財・歴史文化遺産を活かし、発信する」ための方針

- 関係団体との連携により文化財・歴史文化遺産の展示、講座等を実施する。
- 文化財・歴史文化遺産の活用に関して、所有者と意見交換の場を設ける。
- 保存団体や市民、企業、関係行政機関と連携し、千葉県立安房南高等学校旧第一校舎の有効活用を検討する。
- 文化財・歴史文化遺産の基礎データを整理し、広く公開する。
- 文化財・歴史文化遺産をまちづくりに活かすためのブランド化について検討する。
- 地域住民や関係団体と連携し、地域の文化財・歴史文化遺産を観光資源として活用する。
- 高校や大学と連携し、文化財・歴史文化遺産に関心のある人材を育成する。
- 観光事業者等と連携した文化財・歴史文化遺産の魅力を発信する取組を行う。
- 公共交通機関と連携し、既存の観光コンテンツと文化財・歴史文化遺産を併せた周遊コースを設定し、広く情報発信を行う。
- 出前講座等を活用し、学校教育の場で郷土学習の機会を増やす。
- 市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」の平和学習、観光資源など様々な角度からの利活用について検討し、その価値について広く情報発信を行う。
- 館山市のあゆみを次世代に継承するため、館山市史刊行後の調査結果を踏まえた市史編纂を検討する。

第7章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する取組

1. 文化財・歴史文化遺産の保存・活用に関する取組

第6章で示した課題と方針を受け、実施する取組を以下のように設定します。

設定された措置を推進するためには、行政・関係団体・市民など多様な主体が協働で取り組む必要があります。

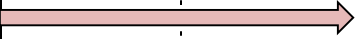
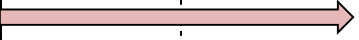
以下の表中の取組主体については次のとおり区分します。

- 行政（館山市文化財所管課、庁内関係課）
- 関係団体（保存会、協議会、NPO、民間企業等）
- 市民（所有者、個人、町内会等）
- 専門機関（大学、研究機関等）
- 教育機関（小・中学校、高等学校等）

また、取組を実施するための財源については、市費のほか、国費（文化財補助金、地域未来交付金等）、県費などの補助金の活用や、各種財団等助成事業、クラウドファンディングなどの活用についても検討し、財源調達を目指します。

なお、取組期間については前期を令和8年（2026）度から令和12年（2030）度、後期を令和13年（2031）度から令和17年（2035）度とします。

（1）「文化財・歴史文化遺産を学び、知る」ための取組

No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
1	計画的な把握調査の実施 把握調査が未実施となっている記念物の名勝地、動物・植物・地質鉱物で長期的な把握調査計画を立て、所在・分布情報の整理を行う。 名勝地 海岸線を有する7地区（船形・那古・北条・館山・西岬・神戸・富崎）を対象とし、海岸名勝地をリスト化する。 動物・植物・地質鉱物 既存資料の整理を行い、未調査地域を抽出し、関係団体等と連携して未調査地域の把握調査を実施する。	行政 専門機関		
2	食文化の詳細調査 新たな歴史文化遺産として位置づけるため、館山市の食文化の詳細調査を行う。	行政 関係団体 市民		

3	歴史的建造物の把握調査 歴史的建造物の把握調査を行い、文化的な資源として位置付ける。	行政 関係団体 専門機関 市民		
4	指定等文化財の現況調査 指定から時間が経過している指定等文化財を中心に、現況調査を実施し、情報の更新に努める。	行政 関係団体 専門機関 市民		
5	「ふるさと講座」「安房学講座」の実施 市や安房地域に関する歴史・民俗・自然・文化財等の講座開催について広く市民に周知し、文化財等に対する認識向上を図る。	行政 関係団体 市民 教育機関		
6	文化財説明板の整備 説明板が必要な文化財への新規設置及び既存説明板の更新を適切に実施する。また、インバウンド等への対応として多言語化についても検討する。	行政		
7	たてやまフィールドミュージアム（デジタルコンテンツ）の充実 令和7年度閲覧数 49,007 件に対し令和12年度閲覧数 75,000 件を目標値と設定し、実現のためQRコード掲示によるアクセス導線の充実、ページごとの閲覧数をチェックし、必要に応じて内容の見直しを図る。	行政		
8	文化財マップ配布事業 機会を捉えて、市民に対し文化財マップを配布する。特に転入者に対しては、転入手続き時に文化財マップを配布し、転入者を通じた関係人口増加を目指す。	行政		
9	歴史文化遺産登録制度の創設 次世代に継承すべき歴史文化遺産について、市独自の登録制度創設を目指す。	行政		

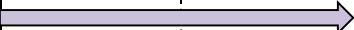
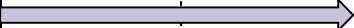
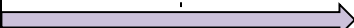
(2) 「文化財・歴史文化遺産を守り、伝える」ための取組

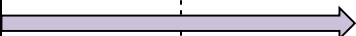
No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
10	学芸員・埋蔵文化財専門職員の計画的な採用と人材育成 文化財・歴史文化遺産の保存・活用の推進のために、歴史や考古、民俗など専門的知識を有した職員の計画的な採用と育成を目指す。	行政		

11	庁内の情報共有体制強化 庁内の関係部署との連携を強化し、文化財関係補助金に限らず他分野においても、活用可能な補助金等の情報把握・共有に努める。	行政	
12	新たな財源確保の方法検討 民間団体の助成金やクラウドファンディングの活用を検討する。	行政 関係団体 市民	
13	文化財関係基金の検討 既存の文化財関係基金の運用見直しや、新たな文化財保存のための基金創設について検討する。	行政	
14	国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存・整備 地権者や地域住民をはじめ関係団体との連携を図り、個別の保存活用計画を作成する。	行政 関係団体 市民	
15	市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」保存・整備 平和学習の拠点として、関係団体との連携を図り、個別の保存活用計画を作成する。	行政 関係団体	
16	博物館収蔵庫の増築・スペース確保 出土品や民具、古文書などの資料を収蔵できる施設、スペースの確保について、施設再編による空き公共施設の利用を検討する。	行政	
17	文化財・歴史文化遺産防犯・防災事業 所有者や地域住民による防犯体制の構築と、火災や自然災害に備えるための防災訓練を実施する。また、防犯防火設備設置の推進に努める。 『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考とする。	行政 関係団体 市民	
18	歴史・防災ウォークの実施 災害時避難場所として指定された史跡を中心に、自身が住む土地の成り立ちを学ぶ、歴史・防災ウォークの実施に取り組む。	行政 関係団体 市民 教育機関	
19	被災文化財・歴史文化遺産救援体制の構築 民間団体を含めた救済ネットワークとの連携を進める。大規模災害の場合、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を都道府県に要請する。	行政 関係団体 専門機関	

20	災害発生時における対応タイムラインの作成 災害発生当日の各機関が実施すべき対応、数日後の現地調査の実施に向けて実施すべき対応等、時間経過と各機関が実施すべき対応をまとめた、タイムラインを作成する。	行政	
21	民俗芸能の後継者育成事業 小・中学校や高等学校と連携し、民俗芸能の体験・参加機会の創出を図る。また、進学や就職等により地元から離れてしまった後も繋がりを維持する取組について検討する。	行政 関係団体 市民 教育機関	
22	民俗芸能の映像記録保存事業 民俗芸能のもつ真意が失われないよう、実態調査や聞き取り調査を行い、文字と映像による記録保存に取り組む。	行政 関係団体 市民	
23	非公開の指定等文化財特別公開事業の実施 文化財保護強調週間に合わせ、普段公開されていない指定等文化財の特別公開を行い、文化財保護への理解と関心を深める機会を提供する。	行政 関係団体 市民	

(3) 「文化財・歴史文化遺産を活かし、発信する」ための取組

No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
24	関係団体との連携強化・促進 文化財・歴史文化遺産を地域の資産として活かすため、関係団体との連携による展示、講座等の開催をする。	行政 関係団体		
25	所有者との意見交換会 文化財・歴史文化遺産の活用に関して、所有者と意見交換をする場を設ける。	行政 市民		
26	千葉県立安房南高等学校旧第一校舎活用事業 千葉県立安房南高等学校旧第一校舎の地域活性化につながる活用方法について、県及び関係団体と検討する。	行政 関係団体		
27	文化財・歴史文化遺産情報のデータベース化・デジタルアーカイブ化・オープンデータ化 文化財・歴史文化遺産のデータベース化・デジタルアーカイブ化を進め、いつでもどこでも閲覧できるようオープンデータ化する。	行政		

28	地域の歴史文化を活かしたブランディング事業 市内各地区の歴史文化の魅力を高めるための基本方針や重点事業などを定めるブランディング事業の展開について検討する。	行政	
29	商工・観光連携事業 観光団体、商工団体などと協力して、観光客に対して、地域の産業に関わる歴史文化の発信に取り組む。	行政 関係団体 市民	
30	高校・大学との連携による担い手育成 過疎化や少子高齢化による文化財・歴史文化遺産継承の担い手不足に対応するため、高校、大学との連携による多様な担い手の育成に取り組む。	行政 専門機関 教育機関	
31	観光事業者・宿泊事業者と連携した魅力発信事業 観光事業者・宿泊事業者と連携し、文化財・歴史文化遺産のもつ魅力を発信する取組について検討する。	行政 関係団体	
32	バス・タクシーを活用した文化財・歴史文化遺産巡りモデルコースの設定 バスやタクシーとの連携による周遊可能な範囲において、多様なコンテンツとの関連を意識した文化財・歴史文化遺産巡りモデルコース設定を検討する。	行政 関係団体	
33	小中学生の郷土学習の充実 市職員等が講師として出向く、出前講座のメニュー増加や校外学習の支援を行うなど、教育機関と連携を図り、郷土学習を充実させる。	行政 教育機関	
34	市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」情報発信事業 適切な保存・整備に向け、庁内関係課の連携を強化する。 また、ホームページや SNS 等を活用し、平和学習拠点・観光資源としての情報発信に取り組む。	行政	
35	新・館山市史編纂の検討 新たな情報、時代背景の変化を踏まえた館山市史の再編纂の必要性について検討する。	行政	

第8章 関連文化財群

1. 関連文化財群に関する事項

館山市の歴史文化を形成する文化財・歴史文化遺産は、市域の中でそれぞれ単独で存在しているのではなく、一定のストーリーを有した複数の文化財群が、自然環境や景観と関連を持ちながら存在しています。歴史文化の特性に基づき、多様な文化財・歴史文化遺産を相互の関連性、ストーリーによって一定のまとまりで捉えたものを「関連文化財群」とします。これらは相互に密接な関連性を持ち、文化財・歴史文化遺産をより深く、理解しやすい形で広める際に大きな役割を果たします。そして、市民が地域への愛着を深め、関係団体や学校、企業などの多様な主体と協働し、市外に魅力を発信する上でも重要な枠組みです。

このように、文化財を単独で捉えるのではなく、歴史的・地理的に意味を持つまとまりとして捉えることによって、十分な価値づけが難しかった未指定文化財や歴史文化遺産にも光を当てることができ、新たな魅力を引き出すことができます。また、「関連文化財群」を設定することにより、文化財・歴史文化遺産をより理解しやすい形で活用することができるようになり、これまで以上に文化財保護への意識を高めることにつながります。

第3章「館山市の歴史文化の特性」で、各時代の歴史文化、市内10地区の歴史文化を踏まえた8つのストーリーを元に、館山市の歴史文化の特性を「館山の海を通じたヒト・モノ・文化の交流史」としました。ここでは、8つのストーリーに対応する関連文化財群をまとめました。

（1）原始・古代館山における神々への祈りと祭り

鉾切洞穴や大寺山巖窟墓などの洞穴遺跡と鏡や勾玉などの土製模造品が出土する祭祀遺跡は、館山を含む安房地域独特の祭祀のあり方を伝えてくれています。また、安房神社と忌部氏の開拓神話など古代からの神々への信仰に加え、現代に受け継がれたミノコドリやかっこ舞など、神にささげる祭りも盛んにおこなわれています。里芋祭りのような全国的に類例の少ない祭りも地域に伝承されています。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
船越鉾切神社鰐口	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	市指定
祭祀用土製模造品	有形文化財【美術工芸品】（書跡・典籍）	市指定
洲宮神社縁起	有形文化財【美術工芸品】（書跡・典籍）	市指定
洲崎大明神縁起	有形文化財【美術工芸品】（書跡・典籍）	市指定
船越鉾切神社奉納独木舟	有形文化財【美術工芸品】（考古資料）	市指定
狛犬・燵筐・木椀	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定

寺赤組山車	民俗文化財（有形の民俗文化財）	市指定
茂名の里芋祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国指定
洲崎のミノコオドリ	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
安房やわたんまち	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
洲宮神社御田植神事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
藤原神社獅子神楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
古茂口獅子神楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
巖島神社湯立神事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
山荻神社の筒粥神事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
鶴谷八幡宮の筒粥神事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
柏崎の御船歌	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
新井の御船歌	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
神余日吉神社のかっこ舞	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
安房神社洞窟遺跡	記念物（遺跡）	県指定
鉾切洞穴	記念物（遺跡）	県指定
大寺山巖窟墓	記念物（遺跡）	市指定



祭祀用土製模造品(市指定)



船越鉾切神社奉納独木舟(市指定)

（２）館山での仏教文化の広がり

国分寺や那古寺などの古代寺院の痕跡や市内に残る仏像彫刻などから、平安時代に館山で仏教が定着していたと考えられます。また、小網寺に伝わる梵鐘や密教法具、豊房地区・九重地区に残されたやぐらなどからは鎌倉仏教の影響がうかがえます。この他、安房国札観音霊場などの巡礼に関する文化財が伝わります。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
那古寺多宝塔	有形文化財（建造物）	県指定
那古寺観音堂	有形文化財（建造物）	県指定
木造阿弥陀如来坐像	有形文化財（建造物）	県指定
大巖院四面石塔	有形文化財（建造物）	県指定
手力雄神社本殿	有形文化財（建造物）	県指定
千手院宝篋印塔	有形文化財（建造物）	県指定
鶴谷八幡宮本殿	有形文化財（建造物）	市指定
洲崎神社本殿	有形文化財（建造物）	市指定
絹本著色僧形八幡神像	有形文化財【美術工芸品】（絵画）	県指定
銅造千手観音立像	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	国指定
木造如来形坐像	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	県指定
鶴谷八幡神社百態の竜	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	市指定
木造聖観音立像	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	市指定
梵鐘	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	国指定
金銅密教法具	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	国指定
繡字法華経普門品	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	県指定
水晶製六角五輪塔形舍利塔	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	市指定
観世音経及び孔雀王咒経	有形文化財【美術工芸品】（書跡・典籍）	県指定
神余の弘法井戸	民俗文化財（有形の民俗文化財）	県指定
安房国分寺跡	記念物（遺跡）	県指定 市指定
やぐら	記念物（遺跡）	市指定



安房国分寺跡(県・市指定)



梵鐘(国指定)

(3) 里見氏 10 代 170 年の軌跡

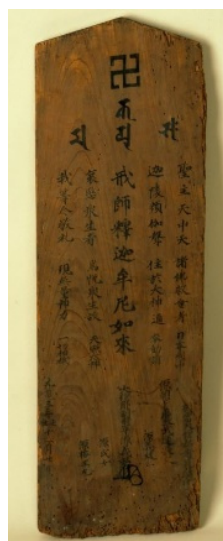
戦国時代から江戸時代初頭まで、10 代 170 年にわたり房総半島を支配した房総里見氏に関わる寺社や城跡、伝承などが市内各地に残されています。天文の内乱の舞台となった稲村城跡、歴代が保護し社殿の修復を行ったことが記された鶴谷八幡宮棟札、里見氏関係の古文書などから、里見氏にまつわる人間関係や争いの歴史が浮かび上がってきます。里見氏が整備した館山城の城下町が現在の館山市の礎となっています。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
里見氏関係文書	有形文化財【美術工芸品】(古文書)	市指定
鶴谷八幡神社棟札	有形文化財【美術工芸品】(考古資料)	市指定
里見氏城跡 稲村城跡	記念物 (遺跡)	国指定
館山城跡	記念物 (遺跡)	市指定



館山城跡(市指定)の掘立柱建物跡



鶴谷八幡神社棟札
(市指定)

(4) 館山と江戸・東京との交流

海上交通の拠点として、巨大な消費地・集散地である江戸・東京との間で人とモノの行き来が活発になりました。館山も商品の生産地・供給地として成長し、魚介類や米など多くの物資を五大力船や押送舟で江戸に輸送しました。これらの取引を背景にした神仏への奉納物、江戸・東京へ出た房州出身者の関連資料や、館山周辺で活動した江戸職人の作品など、痕跡は数多くみられます。近代以降は汽船の就航や鉄道の開通によりさらに交流が盛んになりました。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
手力雄神社本殿	有形文化財（建造物）	県指定
歌舞伎大絵馬	有形文化財【美術工芸品】（絵画）	市指定
押送船模型	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	未指定
房州うちわ	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	未指定
那古寺観音江戸出開帳	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
稲葉正巳関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
新井文山関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
川名楽山関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
福原有信関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
川名写真館資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
鉄道時刻表	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
白土	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定



歌舞伎大絵馬(市指定)



房州うちわ(未指定)

（５）館山の海的生活文化と信仰

海に囲まれたこの地域では、原始、古代から近代に至るまで、海を通じた交流により、歴史が展開してきました。海を生活の場とした人々の漁撈用具をはじめ、漁師たちの大漁への願いが込められた万祝や絵馬、航海の安全を祈る船霊など、海に関する信仰や文化が伝わります。捕鯨や器械潜水の用具など、近代水産業の発展を示す文化財もあります。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
洲崎神社本殿	有形文化財（建造物）	市指定
磨崖十一面観音立像	有形文化財【美術工芸品】（彫刻）	市指定
船越鉦切神社鰐口	有形文化財【美術工芸品】（工芸品）	市指定
関澤明清関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
房総半島の漁撈用具	民俗文化財（有形の民俗文化財）	国指定
房総半島の万祝及び製作関連資料	民俗文化財（有形の民俗文化財）	県指定
柏崎の御船歌	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
新井の御船歌	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
器械潜水技術	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
近代漁法	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
鉦切洞穴	記念物（遺跡）	県指定
大寺山巖窟墓及び出土品	記念物（遺跡）	市指定
沖ノ島遺跡出土遺物	記念物（遺跡）	未指定



船越鉦切神社鰐口(市指定)



房総半島の漁撈用具(国指定)

（６）館山の災害からの復興

館山市内の海岸周辺には、過去の地震による土地の隆起を示す段丘が残されています。また、元禄地震による津波被害や伝承、関東大震災とその後の復興によるまちづくりは現在の館山市の町並み形成につながっています。特に、地震で隆起した砂丘列上に形成されてきた集落の姿は、人々が自然地形を生かして生活してきたことを示しています。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
千葉県立安房南高等学校旧第一校舎	有形文化財（建造物）	県指定
那古寺多宝塔	有形文化財（建造物）	県指定
鈴木家住宅	有形文化財（建造物）	国登録
紅屋	有形文化財（建造物）	国登録
震災記念観音堂	有形文化財（建造物）	未指定
高瀬家文書	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	市指定
サイカチの木	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定
南房総の地震隆起段丘	記念物（動物・植物・地質鉱物）	県指定
沼サンゴ層	記念物（動物・植物・地質鉱物）	県指定 市指定
隆起地形	記念物（動物・植物・地質鉱物）	未指定



隆起地形(未指定)



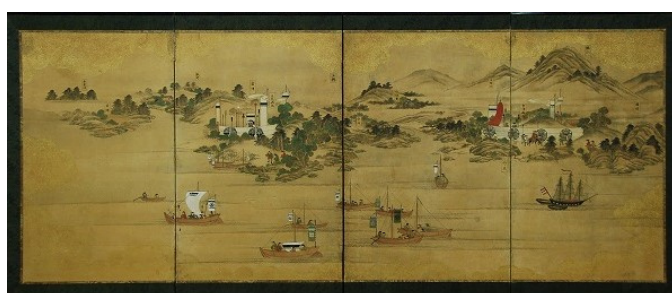
震災記念観音堂(未指定)

（７）軍事都市館山 首都防衛と戦争遺跡

江戸時代後期になると、異国船が東京湾にあらわれ、東京湾の入口にあたる房総半島や三浦半島に多くの砲台が築かれました。館山も海防の拠点として、諸藩による強固な沿岸防備が行われました。幕末の東京湾警備に加え、近代以降は旧陸軍の東京湾要塞、旧海軍の館山海軍航空隊や洲ノ埼海軍航空隊など、館山市は軍事都市としての性格を強くもちました。市内には地下壕跡や砲台跡など多くの戦争遺跡がのこされています。

【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
安房上総御固図屏風	有形文化財【美術工芸品】（絵画）	未指定
館山海軍航空隊赤山地下壕跡	記念物（遺跡）	市指定
館山海軍航空隊跡	記念物（遺跡）	未指定
洲ノ崎海軍航空隊跡	記念物（遺跡）	未指定
館山海軍砲術学校跡	記念物（遺跡）	未指定
掩体壕跡	記念物（遺跡）	未指定



安房上総御固図屏風(未指定)



館山海軍砲術学校跡(未指定)

（８）別荘地・保養地・観光地としての館山

明治 10 年代以降、汽船の就航により東京の人々にとって館山は、身近で便利な観光地としての性格を強くしていきます。また、病気治療や健康増進を目的とした療養地・保養地としても栄え、多くの海水浴客が訪れました。さらに、東京からほど近い避暑避寒の地として、官僚や政治家、文化人などが引退後の余暇を穏やかに過ごすための別荘地としても注目され、東京との人脈が形成されました。

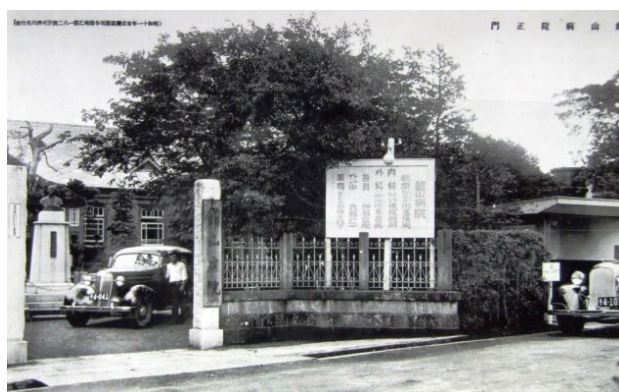
【構成文化財】

文化財の名称	類型	指定等 未指定
南寿庵	有形文化財（建造物）	未指定
小谷家住宅	有形文化財（建造物）	市指定
旧森田家住宅主屋	有形文化財（建造物）	国登録
万里小路通房関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
養育院安房分院（船形学園）関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定

館山病院関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
吉田謹爾関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
小原金治関係資料	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
観光案内書（館山市立博物館所蔵）	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
絵はがき（館山市立博物館所蔵）	有形文化財【美術工芸品】（歴史資料）	未指定
唐棧織	無形文化財	県指定
学生の水練場	記念物（遺跡）	未指定
鏡ヶ浦の景観	記念物（遺跡）	未指定



観光案内書(未指定)



絵はがき(未指定)

2. 関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針・取組

（１）原始・古代館山における神々への祈りと祭り

【課 題】

- 各地域で行われる祭礼行事は、人口減少や少子高齢化による担い手や後継者不足、コロナ禍による中断を契機に、実施されなくなったものがあるため、実施の有無等を含めた確認が必要です。
- 実施されなくなった祭礼行事について実施当時の情報を記録する必要があります。
- 祭礼行事を維持するための取組が必要です。
- 祭礼行事に使用する用具等の継続的な保存修理が必要です。

【方 針】

- 各地域で行われている（行われていた）祭礼行事の現状調査を実施します。
- 確認調査により実施されなくなった祭礼行事の保存に取り組みます。

- 持続可能な祭礼行事の実現に向け、担い手や後継者育成について行政・関係団体・市民が連携した取組を構築していきます。
- 各地域の用具等について計画的に保存修理を進めます。

【取 組】

No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
1-1	祭礼行事の調査 各地域で行われている伝統的祭礼や生活習慣などの現状調査を行い、現在も実施されているもの、されなくなってしまったものの確認をする。	行政 関係団体 市民		
1-2	祭礼行事の映像記録保存事業 実施されなくなった祭礼行事について、実施当時の関係者への聞き取りや関係資料の調査を行い、文字・映像・音声等による記録保存に取り組む。	行政 関係団体 市民		
1-3	祭礼行事の担い手等育成 進学や就職等により地元から離れてしまった後の繋がりや維持や、関係人口増加による担い手育成を目指す。	行政 関係団体 市民		
1-4	計画的な修理事業 所有者等に対し、国・県・市などの補助制度等を利用した計画的な修理事業の実施を促す。	行政 関係団体 市民		

(2) 館山での仏教文化の広がり

【課 題】

- 国・県指定文化財が多いものの、文化財の持つ魅力についての周知が不十分です。
- 国・県の指定を受けた価値ある文化財を観光資源として活用し、まちづくりに活かす体制が整っていません。

【方 針】

- デジタルコンテンツの「たてやまフィールドミュージアム」や説明板の設置を通じ、文化財・歴史文化遺産の魅力を広く発信していきます。
- 関係課、関係団体と連携し、文化財・歴史文化遺産を観光資源として活用し、まち

づくりに活かす体制づくりを進めます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
2-1	たてやまフィールドミュージアム(デジタルコンテンツ)の充実 アクセス導線を充実させ該当ページの閲覧数増加を目指す。	行政		
2-2	文化財説明板の整備 説明板が必要な文化財への新規設置及び既存説明板の更新を適切に実施する。 また、インバウンド等への対応として多言語化についても検討する。	行政		
2-3	文化財関係団体との連携強化・促進 文化財を地域の資産として、まちづくりに「活かし」「発信」するため、文化財関係団体との連携を強化・促進する。	行政 関係団体		
2-4	地域の歴史を活かしたブランディング事業の検討 市内各地区の歴史・文化・風土の魅力を高めるための基本方針や重点事業などを定めるブランディング事業化を検討する。	行政 関係団体 市民		

(3) 里見氏 10 代 170 年の軌跡

【課 題】

- 国の指定史跡である里見氏城跡稲村城跡は、整備が進んでおらず、その価値を十分に周知できていません。
- 南房総市の国史跡の里見氏城跡岡本城跡との保存・活用のネットワーク化や広域的な整備を検討する必要があります。
- 文化財・歴史文化資源の活用にあたり、来訪者を受け入れるための、関係団体の連携が十分ではありません。
- 学校教育の場で、身近な地域の歴史を学ぶ機会の確保が十分ではありません。

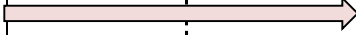
【方 針】

- 里見氏城跡稲村城跡を中軸とし、館山城跡やそれらを取り巻く様々な文化財・歴史

文化遺産をネットワーク化し、まちづくりに積極的に活用する方策を具体化していきます。

- 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンに基づき、両市が連携した戦国大名里見氏に関する城郭群の広域的な整備を図ります。
- 広域的な視点からの文化財・歴史文化資源の活用や情報発信について、関係自治体等との連携強化を目指します。
- 地域の歴史文化を次の世代に継承するため、学校教育において学ぶ場の確保を行います。

【取 組】

No	取組の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
3-1	国史跡「里見氏城跡 稲村城城跡」保存・整備について 地権者や地域住民、関係団体との連携を図り、適切な保存管理体制を構築する。	行政 関係団体 市民		
3-2	岡本城跡との連携事業 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンに基づき、南房総市岡本城跡との連携の手法について協議する。	行政		
3-3	観光事業者と連携した魅力発信事業の検討 道の駅「グリーンファーム館山」に稲村城跡のガイダンス機能設置に取り組む。	行政 関係団体		
3-4	小中学生の郷土学習 学校教育において、郷土学習等の「自ら調べる」学習を充実させるため、教育機関と情報交換等の連携を進める。 また、歴史副読本「さとみ物語」を活用した学習に取り組む。	行政 関係団体 市民		

(4) 館山と江戸・東京との交流

【課 題】

- 当該関連文化財群の十分な把握調査が行われていません。
- 伝統工芸品の活用、伝統工芸技術の継承が求められています。

【方 針】

- これまで取組が十分でなかった関連する文化財・歴史文化遺産の把握を進め、市民への価値の普及や情報発信に努めます。
- 房州うちわをはじめとする、伝統工芸品について商工部門との連携強化により、地域ブランドとしての確立を通じ、技術の継承につなげます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
4-1	未指定文化財・歴史文化遺産の把握調査 江戸・東京との交流に関する文化財・歴史文化遺産の現状や歴史性を調査し、結果に応じて指定や登録を行い、次の世代への継承や活用を図る。	行政 専門機関		
4-2	地域の歴史を活かしたブランディング事業の検討 市内各地区の歴史・文化・風土の魅力を高めるための基本方針や重点事業などを定めるブランディング事業の展開について検討する。	行政 関係団体 市民		

(5) 館山の海の生活文化と信仰

【課 題】

- 海（漁業）に関わる信仰や文化は、今日においても受け継がれていますが、地域コミュニティの希薄化、少子高齢化による継承の難しさが表面化しています。
- 館山市の発展に大きく寄与した近代漁法について、歴史的価値を見出す取組が十分ではありません。

【方 針】

- 海（漁業）に関わる信仰や文化が、本市にもたらした価値を再認識し、地域振興や観光振興に活用することで、継承につなげます。
- 近代漁法に関する文化財・歴史文化遺産について、広く調査を行い、特定の地域だけでなく、市全体にその価値を広め、指定・登録等を目指します。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
5-1	未指定文化財・歴史文化遺産の把握調査 海の生活文化と信仰に関する文化財・歴史文化遺産の現状や歴史性を調査し、結果に応じて指定や登録を行い、次の世代への継承や活用を図る。	行政 専門機関		
5-2	歴史文化遺産登録制度の創設 次世代に継承すべき歴史文化遺産について、市独自の登録制度創設を目指す。	行政		

(6) 館山の災害からの復興

【課 題】

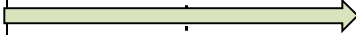
- 繰り返された大地震による隆起地形など、館山市の成り立ちについて学習する場が十分ではありません。
- 現存する復興後の昭和初期の建造物が失われつつあります。

【方 針】

- 過去の災害を教訓に、文化財・歴史文化遺産の保護強化を図ります。
- 館山市は、これまで地震と強く関わる特性をもっている土地であり、隆起地形や昭和初期の建造物を含め、「復興文化財」（仮称）として指定・登録等を目指し、その歴史的価値を広く広めます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
6-1	歴史・防災ウォークの実施 災害時避難場所として指定された史跡を中心に、自身が住む土地の成り立ちを学ぶ、歴史・防災ウォークの実施に取り組む。	行政 関係団体 市民 教育機関		

6-2	文化財防犯・防火事業 文化財所有者や地域住民による防犯体制の構築と、火災や自然災害に備えるための防災訓練を実施する。	行政 関係団体 市民	
6-3	未指定文化財・歴史文化遺産の把握調査 復興文化財（仮称）に関する把握調査を行い、結果に応じて指定や登録を行い、次の世代への継承や活用を図る。	行政 専門機関	
6-4	歴史文化遺産登録制度の創設 次世代に継承すべき歴史文化遺産について、市独自の登録制度創設を目指す。	行政	

（７）軍事都市館山 首都防衛と戦争遺跡

【課 題】

- 戦後 80 年が経ち、戦争や戦時中の体験を有する方から、その体験を直接伺うことが困難となっています。
- 戦争遺跡の価値を捉えた情報の発信や周辺との一体的な環境づくりなど、より価値を高め、関係人口等の増加につながる活用が求められますが、現状ではその取組が十分ではありません。

【方 針】

- 戦争や戦時中の資料について展示し、子どもから大人まで、自由に平和を学習し、戦争遺跡を介して、平和を考える機会及び情報を正確に提供し、平和の尊さを次世代へ継承していきます。
- 赤山地下壕跡を中心に、平和学習拠点としての整備を進め、市民に対して戦争遺跡の保存・継承の意識醸成を図るとともに、来訪者に対しては歴史観光、学習旅行の拠点として広く周知していきます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
7-1	戦争資料展示室の設置 戦争・戦中の体験談の記録や、写真等の展示室を設置し、当時の記憶を次世代に継承していく。	行政 関係団体		

7-2	市史跡「館山海軍航空隊 赤山地下壕跡」保存・整備事業及び活用・情報発信事業 確実な保存・整備に向け、庁内関係課と連携を強化する。 また、ホームページや SNS 等を活用し、平和学習拠点・観光資源としての情報発信に取り組む。	行政 関係団体		
-----	--	------------	--	--

(8) 別荘地・保養地・観光地としての館山

【課 題】

- 小谷家住宅をはじめとした、公開・活用されている歴史的建造物の計画的な保存・修理が求められています。
- 別荘地・保養地を象徴する松林や槇の生垣の減少を止め、景観維持に努める必要があります。

【方 針】

- 歴史的建造物の計画的な管理推進を目指し、所有者等との連携を密にし、補助金などの支援に加え、寄付金の活用方法や新たな財源確保を検討していきます。
- 政治家や文化人が訪れた時代の趣きを感じることができるよう、文化財と町並みや自然が調和した景観の創出を図り、新たな魅力発信に努めます。

【取 組】

No	措置の内容	取組主体	前期 R8～R12 2026～30	後期 R13～R17 2031～35
8-1	歴史的建造物の保存管理 歴史的建造物の建築調査を行い把握に努め、計画的な管理推進に必要な財源確保を図る。	行政 専門機関 関係団体		
8-2	景観の保全・活用 館山市景観計画を踏まえ、古くから地域のシンボルとなり、地域の誇りや愛着につながる景観の保全・活用を図る。	行政		

第9章 文化財・歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 計画の推進体制

本市における文化財・歴史文化遺産の保存・活用の推進体制は、下記のとおりです。

文化財・歴史文化遺産を取り巻く環境は、社会環境の変化に伴い大きく変化しており、保存・活用を推進するためには、国や千葉県の指導を受け、館山市文化財所管部署をはじめとする庁内関係部署の連携、関係団体、市民が協働して取り組むことが重要となります。

そして、第5章で掲げた、「ふるさと館山フィールドミュージアム」を実現するため、今後は、下記にあげた各団体の連携からなる、ふるさと館山フィールドミュージアム推進協議会（仮称）の組織化を目指し、推進体制の整備を図ります。

（1）行政

●教育委員会教育部 館山市立博物館

- ・職員6名（学芸係長1名、学芸員3名（歴史・民俗・考古 各1名）
- ・文化財の保存及び活用に関する業務、文化財保存活用地域計画の作成及び計画事業の実施、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」の保存・活用、市史跡「館山海軍航空隊赤山地下壕跡」の一般公開。
- ・館山市立博物館本館では戦国大名里見氏に関する資料のほか、館山を中心に安房地方の歴史や民俗資料の収集・展示、館山城（八犬伝博物館）では南総里見八犬伝に関する資料の展示、館山市立博物館分館（渚の博物館）では房総半島の海と生活に関する資料を収蔵・展示。

●総務企画部企画課

- ・『総合計画』の策定、南房総市との定住自立圏構想の推進。

●建設経済部観光みなと課

- ・観光の振興、“渚の駅”たてやまを活かしたみなとまちづくり、インバウンドの推進。

●建設経済部都市計画課

- ・『景観計画』、『景観条例』の推進、都市公園の整備。

●千葉県教育庁教育振興部文化財課

- ・千葉県文化財保護条例に基づく文化財の保存・活用、『千葉県文化財保存活用大綱』の推進、文化財の指定及び管理、埋蔵文化財の保護、市町村との連携。

（2）専門機関

●館山市文化財審議会

- ・審議事項：文化財の指定及び解除、指定文化財の修理復旧または滅失損傷防止の措置、指定文化財の現状変更の許可。

【参考】

館山市文化財の保護に関する条例（抜粋）

昭和51年6月18日 条例第19号

（設置）

第24条 文化財の保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこれに必要な調査研究を行うため館山市文化財審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●館山市文化財審議会委員（任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日）

担当分野	氏 名	役 職 等	通算任期
建 造 物	藤木 竜也	千葉工業大学教授	新任
美術工芸品	神野 祐太	神奈川県立歴史博物館主任学芸員	新任
考古資料・史跡	梶山 林繼	國學院大學名誉教授	8期
歴史資料	山本 光正	元国立歴史民俗博物館教授	6期
民俗文化財	山本 志乃	神奈川大学教授	11期
天然記念物（動物）	清本 正人	お茶の水女子大学教授	7期
天然記念物（植物）	青木 清隆	元県立高等学校長	1期

（3）関係団体

- 館山市文化財保護協会
- NPO法人安房文化遺産フォーラム
- 青木繁「海の幸」記念館を保存する会
- 安房高等女学校木造校舎を愛する会
- また旅倶楽部
- 南総祭礼研究会
- 國司囃子保存会
- 新井船歌保存会
- 神余日吉神社かっこ舞保存会

- 古茂口獅子舞保存会
- 福原有信を語り継ぐ会
- 神戸の魅力発見隊
- 安房歴史文化研究会
- 安房生物愛好会

(4) 市民

- 個人
- 町内会等
- 所有者

(5) 教育機関

- 館山市立小・中学校
- 市内高等学校

2. 災害等発生時の体制

地震・台風・集中豪雨などによる自然災害や、火災・盗難等の人為災害は、近年に限らず過去においても発生しており、未来へ向けての文化財の防災・防犯対策および被災した文化財救済への対応は、文化財の保存活用において大きな課題になっています。

ここでは、災害等発生時における各機関の役割を次のとおり想定し、千葉県文化財保存活用大綱に則った支援体制をとることとし、今後は発災後のフェーズに応じたタイムラインの策定について検討していきます。

【各機関の役割】

館山市	・国、県指定等文化財の被害状況を確認し、県文化財課へ報告する。また、市指定文化財の被害状況を取りまとめる。 ・必要に応じて指定等文化財の応急的な保護措置を実施する。 ・必要に応じて近隣市町や県に応援要請を行う。 ・文化財所有者等に、応急的な保護措置等について助言・指導を行う。 ・大規模災害の場合、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を都道府県に要請する。
安房都市消防本部	・指定等文化財の情報を市と共有し、適切な取扱いについて協議した上で、消火活動等を行う。

館山警察署	・指定等文化財の情報を市と共有し、滅失・き損状況について情報共有する。
市民（所有者）	・所有する文化財や、地域の文化財の被害状況を確認し、被害の状況を市へ報告する。 ・必要に応じて、文化財を安全な場所に避難させる等、応急的な保護措置を実施する。

【体制（千葉県文化財保存活用大綱より転載）】

